

## 研修受講後のフォローアップの流れ

8月27日研修受講後



### 経験のある認定調査員が行う認定調査を見学(1回目)

- ・ 所属事業所内の、区に登録済み調査員が実施する調査を見学し、日程調整の方法や問い合わせ方等を確認します。
- ・ 新任調査員は、見学調査終了後、「見学調査実施シート」を作成します。  
調査場所へ2名で伺うことは、事前に立会人に了承を得てください。  
所属事業所内に登録済み調査員がない場合のみ、介護保険課の職員が対応します。



### 同行調査実施 (2回目) 修了証書交付後に実施

- ・ 所属事業所内の登録済み調査員が同行の上、新任調査員が調査を実施します。
- ・ 新任調査員は、「認定調査票チェックシート」に基づき調査票を作成し、**記載内容を登録済み調査員に確認してもらい**、区へ提出します。  
調査場所へ2名で伺うことは、事前に立会人に了承を得てください。



### フォロー面談

- ・ 初回の調査票提出後は、練馬区役所で、区職員によるフォロー面談を行います。  
(調査内容、調査項目の定義の確認、調査票の書き方等について指導します。)
- ・ 面談時「修了証書の写し」、「要介護認定調査員変更届」、「介護支援専門員証の写し」の3点を提出してください。



### 調査実施 (3回目)

<仮登録>

- ・ 3回目の認定調査は、新任調査員1名で実施してください。
- ・ 新任調査員は、「認定調査票チェックシート」に基づき調査票を作成し、**記載内容を登録済み調査員に確認してもらい**、区へ提出します。



### フォロー面談

調査票提出後、練馬区役所または電話で、区職員によるフォロー面談を行います。  
(調査内容、調査項目の定義の確認、調査票の書き方等について指導します。)



### 調査員本登録

<本登録>

- ・ 適切な調査ができると区が判断した場合は、練馬区の調査員として本登録いたします。  
以降は、通常通り調査票をご提出ください。  
指導が必要と判断した場合は、フォローアップ続行となり、調査ならびに面談を繰り返します。  
受講者は、本登録完了までは、フォローアップ用調査以外の調査に従事することができません。

(担当) 練馬区高齢施策担当部介護保険課介護認定第二係 進藤・松田

電話 03 - 5984 - 4590 (直通)